

論文の要約

氏名：綿 貫 哲 郎

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：清朝八旗漢軍の研究

主論文目次：

序章	1 頁
第 1 節 問題の所在と本研究の構成	1 頁
第 2 節 史料	7 頁
第 3 節 いわゆる「八旗世襲譜檔」について	9 頁
註	
第 1 章 清初の旧漢人と清皇室	21 頁
はじめに	21 頁
第 1 節 旧漢人と清皇室との通婚と変遷	22 頁
第 2 節 旧漢人と旗色の決定	25 頁
おわりに	27 頁
註	
第 2 章 「世職根源冊」からみた清初の降清漢人	33 頁
はじめに	33 頁
第 1 節 「世職根源冊」について	35 頁
第 2 節 順治初年の恩詔記事にみる降清漢人の諸相	37 頁
(1) 旧漢人	38 頁
(2) 新漢人	41 頁
(3) 投誠官	42 頁
(4) その他	43 頁
第 3 節 編纂資料での第 1 回恩詔記事の脱落	44 頁
おわりに	46 頁
註	
第 3 章 入関後に編設された漢軍ニルについて	54 頁
はじめに	54 頁
第 1 節 『王公各官名冊』と『新官名冊』について	55 頁
第 2 節 降清漢人の入旗と漢軍ニルの増設	58 頁

(1) 明朝の官兵を収容・編成したもの	59 頁
(2) 旧「三藩」官兵の八旗編入	60 頁
(3) その他	62 頁
おわりに	62 頁
註	
第 4 章 八旗漢軍「勲旧」ニル考	
—雍正朝「ニル三分法」と「勲旧」の名称—	77 頁
はじめに	77 頁
第 1 節 ニル分類法と雍正朝八旗改革	78 頁
第 2 節 「根源冊」にみる八旗漢軍「勲旧」ニル	80 頁
(1) 旧漢人に属する「勲旧」ニル	80 頁
(2) かつて私兵を有していた一族に属する「勲旧」ニル	81 頁
(3) 公主に関係する「勲旧」ニル	82 頁
第 3 節 「勲旧」の名称をめぐって	84 頁
おわりに	87 頁
註	
第 5 章 「六條例」の成立—乾隆朝八旗政策の一断面—	97 頁
はじめに	97 頁
第 1 節 ニル分類法の推移	99 頁
(1) 嘉慶『欽定大清会典』と「六條例」	99 頁
(2) 「嫡派條」・「優異條」と勲旧ニル・世管ニル	102 頁
第 2 節 「六條例」の成立	105 頁
(1) 根源の確定と佐領承管規定	105 頁
(2) 世職と八旗世襲官員	109 頁
おわりに	112 頁
註	
第 6 章 恩騎尉の創設	122 頁
はじめに	122 頁
第 1 節 恩騎尉の創設	123 頁
(1) 恩騎尉（七品官）創設と目的	123 頁
(2) 「根源冊」等の記載にみる旗人の恩騎尉立職	125 頁
第 2 節 世職「恩騎尉（世襲罔替）」のひろがり	128 頁
第 3 節 乾隆期の八旗社会と「世襲罔替」の賜与	131 頁
おわりに	133 頁

註	
第7章 安南黎氏ニル編設始末考	149 頁
はじめに	149 頁
第1節 黎朝の滅亡と黎維祁の亡命	150 頁
第2節 安南政策の転換と黎維祁の薙髪・入旗	153 頁
第3節 安南黎氏ニルの編設と北京での生活	158 頁
おわりに	164 頁
註	
終章	173 頁
註	
参考文献目録	179 頁
A. 満洲語史料	179 頁
B. 漢語史料	180 頁
C. 研究文献	182 頁
1. 英語	182 頁
2. 中国語（ピンイン順）	182 頁
3. 日本語（あいうえお順）	185 頁
参考資料	192 頁
A. 『dorgi bithei yamun i dangse; nikan wang, gung, geren hafasai gebu; / ijishūn dasan i uyuci aniya, aniya biya de halame araha; (内秘書院存漢王各官員世爵名冊／順治九年正月重修)』	193 頁
B. 『dorgi bithei yamun i dangse; nikan wang, gung, geren hafasai gebu; / elhe taifin i jai aniya, nadan biya de halame araha; (内秘書院存漢王各官員世爵名冊／康熙二年七月重修)』	214 頁
C. 『dorgi bithei yamun i dangse; ujen coohai gūsa de kamcibuha ice hafasai gebu; / ijishūn dasan i uyuci aniya, aniya biya de halame araha; (内秘書院存漢軍旗内兼新任官員世爵名冊／順治九年正月重修)』	240 頁
D. 『dorgi bithei yamun i dangse; ujen coohai gūsa de kamcobuha ice hafasai gebu; / elhe taifin i jai aniya, nadan biya de halame araha; (内秘書院存漢軍旗内兼新任官員世爵名冊／康熙二年七月重修)』	251 頁
E. 『繕摺房／六條例』	264 頁

本学位請求論文執筆の目的は、清朝における漢軍旗人の多元性を明らかにするとともに、清朝の政権内部における八旗漢軍及び漢軍旗人の位置づけの変遷を、八旗檔案史料を中心に用いながら複眼的

に検討しようとするものである。

清朝（1636～1912年）において、その支配層は旗人と呼ばれた。旗人が所属した八旗制とは、満洲人が清太祖ヌルハチ（Nurhaci 努爾哈赤、在位 1616～1626年）の下に統合される過程で確立した軍事・社会組織であった。建国当初の構成員は、みな八旗に属したため、いわば国家そのものであったといえよう。清太宗ホンタイジ（Hong taiji 皇太極、在位 1626～1644年）の即位後、領域の拡大に伴ってモンゴル人・漢人を多数傘下に収めると八旗蒙古・八旗漢軍が新たに組織された。

明朝に続く「最後の中華王朝」としての清朝は、圧倒的多数の漢人を少数の満洲人が支配する際、満漢併用制による統治を採用した。六部など中央要職の定員を偶数として満洲人・漢人を同数配置したものである。このような「満漢関係」は、支配者としての旗人（主に満洲人が主体）と被支配者としての民人（主に漢人が主体）を指すことから「旗民関係」とも称された。旗民間では、土地売買や通婚の禁止、適用される法令などに大きな差が設けられた。一方で、八旗満洲と八旗漢軍という旗人内部の「満漢関係」が存在する。

17世紀前半、遼東辺牆内にいた漢人農民や明朝の部将・官兵のうち、明朝と開戦し諸城堡を攻略した清太祖ヌルハチの下に収容された者は、八旗満洲の各旗に労働力として分配され、その一部が兵丁として編成された。清太宗ホンタイジ期になると、漢人政策の転換がはかれるようになった。天聰五年（1631）正月に支配下の漢人の手で重火器鑄造が完成すると、漢人代表のひとり佟養性に漢人軍民の統率が命じられ、同年八月の大凌河攻城戦には、佟養性統率下の漢人を軍事編成した砲兵部隊として活躍した。天聰八年（1637）にウジェン=チョーハ（ujen cooha 烏真超哈、「重い兵」・「重兵」の意味）と称されたが、これは重火器を扱うことから命名されたものである。

天聰三年（1629）十月より翌四年（1630）五月の「己巳の役」、天聰五年の大凌河攻城戦、崇徳四年（1639）から同七年（1639）の錦州・松山・杏山の戦いの結果、多数の新たな投降漢官を収容した清朝は、彼らを新漢人として扱い、それ以前の「fe nikan 旧漢人」とは区別した。崇徳二年（1637）にはウジェン=チョーハを両翼（二旗）に分けて、左翼を旧漢人の石廷柱に、右翼を新漢人の馬光遠に統率させ、八旗満洲と同様に新旧漢人の壮丁をニル編成した。同四年（1639）に四旗編成となり、八旗満洲や八旗蒙古と同様の八旗編成となったのは同七年（1642）のことである。漢字で「漢軍」と称されるのはかなり後のことで、順治十七年（1660）の漢語名称制定の一環としてである。

いわゆる民族別編成になった八旗漢軍は、入関（1644年、清朝が山海関〔万里の長城の東端にある関門〕を越えて中国本土に入り、北京に遷都したこと）後においても主要なものだけで順治二年（1645）に南明政権の投降武官 374名、康熙元年（1662）に義王孫徵淳（孫可望の子）と属下、同二十年（1681）から二十二年（1683）の間に「三藩の乱」で解体された耿氏と尚氏の家人・属下等を編入している。ニル数だけを見ても、康熙五十五年（1716）に合計 267ニル()が八旗漢軍に存在し、入関前の 144ニルから倍近くに増加している。入関後の清朝が降伏した明朝の官兵を緑營に編成したことは知られているが、同時に八旗にも編入し八旗漢軍を拡充させていたのである。

明朝の制度や漢人の文化・習慣に通じていたため、内院（書房・文館）で清朝皇帝の側近く仕えた

り、総督・巡撫として最前線で任務にあたるなど、入関前の対明戦争や続く入関後の中国本土の平定において政治的・軍事的に多大な貢献をした漢軍旗人であるが、順治五年（1648）の時点では全旗人男丁数の75%を占めていた。この数字は一般身分の正身旗人と隷属的身分の包衣（booi ボーイ）旗人の合計であるが、旗人と称された清朝支配者層の一翼のみならず下層部分をも漢人出身者が担っていたことが理解できよう。この比率に対し、朝廷や禁旅八旗の重要職官・編成は満洲・蒙古旗人が担当し漢軍旗人に定員がないばかりかニルの披甲になる割合も同様に極めて低いなど、八旗漢軍の政治的・社会的立場は必ずしも芳しいものではなかった。中国本土支配から約100年を迎えた乾隆七年（1742）から同四十四年（1779）まで断続的に「漢軍出旗」政策がおこなわれ、漢軍旗人は旗籍から民籍へ移された。全体の約半数にのぼる漢軍旗人が支配層である旗人のカテゴリーから除外されたのである。この政策は経済的な八旗生計問題解決の一手段に数えられるが、八旗満洲・八旗蒙古の優位性、及び「満洲アイデンティティ」保持を喚起させる対象として八旗漢軍が位置づけられており、結果として八旗社会内部の異質な部分を演じさせられたことを意味している。さらに、異質性という部分から見た場合、漢軍旗人の権門（有力氏族）が「満洲アイデンティティ」を主張し、八旗満洲への改隸を申し出た例も複数存在する。

旗人でもあり漢人でもある漢軍旗人は、中国本土の被支配者である漢人（民人）とも異なる微妙な立場にあった。浦廉一氏によれば、漢軍旗人は「自己の保身を図るために異民族たる満洲人に付随した」漢奸であり、武芸の退廃や生活の墮落が著しく、文職に用いようにも科挙官僚の漢人ほど優秀ではないと言われ、さらに旗人漢化の誘引となったと指摘されている。浦氏が八旗漢軍に言及したのは、まさに清朝滅亡から間もない時期であった。辛亥革命の際に革命軍が利用した「敬告漢軍及包衣旗人文」を掲載するなど、当時の知識人による漢軍旗人への理解と当時の漢軍旗人が置かれた立場を知ることができ、極めて示唆に富む。とはいえ、その後の研究を見る限りでも、このスタンスは大きく異なる。この漢奸というキーワードは、政治的な需要から中華民国の建国や日中戦争期において頻繁に用いられるが、明末清初に清朝に投降した漢人士大夫や清朝支配層に属した漢軍旗人こそ敵国・異民族の協力者として身近な存在であった。ただ、清代の八旗社会内部における蔑視と近現代中国における漢奸としてのレッテルとは、明らかに別問題であり分けて論じられなければならないが、漢軍旗人としてのダブル＝アイデンティティが共に負の遺産として印象づけられたことは事実である。

上のように清朝を「最後の中華王朝」として見る一方、中央ユーラシア史側からのアプローチも存在する。実際、清朝は東アジアだけでなく北アジアや中央ユーラシアに跨る広範な地域を支配した大帝国内であり、伝統的な「中華王朝」の歴史は帝国の一部分にすぎない中国本土に限定されたものであった。そして、清朝を構成する諸民族の言語である非漢語史料を利用した内陸アジア史からの視座は、各様の立脚点から帝国全体の実像を浮かび上がらせている。これらを踏まえつつ、満洲王朝としてみた大清帝国の支配構造を解明しようとする動きが杉山清彦氏等によっておこなわれているが、その中心こそ軍事・社会組織の根本である八旗制である。杉山氏は、八旗全体において清朝に征服された諸集団はニル編成されるにあたり旧来の門地・勢力を基準とし、通婚などの諸結合関係に基づいて新た

な主従関係の設定がおこなわれたことを明らかにし、清初から雍正・乾隆年間に至る政治史・制度史解明のためには旗王の姻戚関係と領旗支配の構造的特徴の検証が不可欠であると提言した。さらに、清朝王公と同等の身分層を形成していたモンゴル王公においても、このような設定が有効であることが楠木賢道氏によって論証されている。これとは別に、村上信明氏による蒙古旗人官僚の研究がある。村上氏は、清朝の藩部統治において満洲旗人とほぼ同様に扱われたと考えられた蒙古旗人の任用形態を丹念に検討し、蒙古旗人が満洲旗人とは異なる役割を担っていたことを導き出した。一般に清朝統治といえば、先に触れた満漢併用制が有名であるが、漢人科挙官僚による統治のかたちは中国本土に止まり帝国全土に及んでいない。モンゴル・青海・チベット・新疆の統治事務を統轄する理藩院の担い手は旗人官僚であり、彼らが中国本土を包含した帝国統治をおこなったのである。

さらに、八旗漢軍は現在の中国のエスニック＝グループである満族の形成の立場から研究が進められた。この問題を検証した王鍾翰氏は、清代には満族の「漢化」問題だけでなく、大量の漢人の「満化」問題も同様に存在しており、双方向での八旗の「満－漢関係」によって満族が形成されたと指摘し、「現在の満族は多くの「満化」した漢軍旗人を多く含んでいることにもっと注目すべき」と提言している。

これまで、八旗漢軍や漢軍旗人へのアプローチに関しては、八旗漢軍やニルの成立過程・年代・変遷、八旗に編入された漢人の諸相、「遼人」としての存在・意識、「貳臣」としての活動、八旗漢軍と八旗満洲・八旗蒙古との関係や旗民との界限など様々に議論されてきた。八旗漢軍及び漢軍旗人の研究は、換言すれば漢人そのものを捉えるひとつのケーススタディともいえよう。しかし、同じ漢人とはいえ漢軍旗人の趨勢は各朝代各集団において様々であるから、個別の案件をひとつひとつ実証する必要がある。そして、分水嶺としての漢軍出旗までの研究もまた充分であるとはいえない。

かかる問題意識にもとづき、本学位請求論文では以下に述べるような作業をおこなっていく。

第1章「清初の旧漢人と清皇室」では、清朝勃興期を支えた旧漢人と清朝皇室との繋がりを通じて、彼らの政治的位置づけを検証する。すでに八旗満洲においては、清朝に征服された諸集団の権門が、主に清朝皇室との通婚関係に基づいて旗色を決定し、その後の主従関係を決定づけていること。そして、この方法がモンゴル王公との間においても有効であったことが報告されている。八旗漢軍の母胎である旧漢人の佟養性や李永芳にヌルハチの孫娘が与えられ、清朝政権の一端を担ったことは広く知られているが、実際に清朝皇室と旧漢人との通婚関係を追うことで、繋がりや仕組み、旧漢人の旗色や政治的地位との関わりについて論じる。

第2章「『世職根源冊』からみた清初の降清漢人」では、清朝一代を通じて広く知れ渡った漢軍旗人の名称である旧漢人・新漢人・投誠官（新漢官）について、ある特権の付与という視点を検証する。

「遼人」または「従龍入関者」で一括りにされている旧漢人と新漢人については、これまで清朝政権への投降時期の区分にすぎず、政治的社会的な差異から考察されたことはない。爵位に相当する世職の授爵・晋爵の時期や変遷は、清朝政権における当該時期の序列を見る上で検証する価値がある。このような観点から見た場合、旧漢人と新漢人とがどのように扱われたか、違いがあったのか論じてみ

たい。

第3章「入関後に編設した八旗漢軍ニルについて」では、順治朝～雍正朝（17世紀中葉～18世紀中葉）に編設した八旗漢軍ニルについて、入旗した漢軍旗人と原属旗色の復元をおこなう。八旗制の基本史料『八旗通志初集』は、雍正朝八旗改革以降を記したものであり、それ以前の旗人やニルの旗色や状態を知る手がかりが存在しないからである。とりわけ、入関前における漢軍ニルの内部構成や漢軍旗人の履歴に関しては研究が多いものの、八旗漢軍ニルの約半分近くを占める入関後編設のニルについては研究が皆無に等しい。

第4章「八旗漢軍「勳旧」ニル考－雍正朝「ニル三分法」と「勳旧」の名称－」では、雍正朝八旗改革において勳旧ニルに分定された八旗漢軍所属ニルの比定をおこなう。八旗制基本単位のニルについては、嘉慶『大清会典』の多彩な名称が広く知られているが、これは乾隆中期以降に定着したものであるため、当該時期のニル理解には疑問が多く残る。ニル三分法の政策過程で問題点とされた部分を検証すると共に、近年見直されてきている世宗雍正帝（在位1722～1735年）の君主独裁制をめぐる議論にも言及する。

第5章「「六條例」の成立－乾隆朝八旗政策の一断面－」では、前章を引き継ぎ、乾隆初年から同三十年（1765）までのニル分類法の推移を検証し、これが乾隆朝の八旗社会とどう関連しているかを論じる。雍正朝八旗改革のニル三分法は、佐領やニル下人を巻き込み係争の多発を招いたが、厳正な対応によってニル名称を確定させた。しかし佐領承襲権については、根源の確定が困難な多くのニルで新たな問題が発生した。乾隆初年以降のニル名称は世襲・非世襲に根ざしたもので、最終的に嘉慶『大清会典』にあるニル名称で決着をみることになるが、背景にニル名称に止まらない当時の八旗社会の問題を含んでいた。そのターニングポイントとなった乾隆三十年十一月制定の「六条例」の成立を論じる。

第6章「恩騎尉の創設」では、恩騎尉の創設とその賜与の対象者を概観し、乾隆期における八旗社会の構造の一端を検討する。乾隆十五年（1751）、恩騎尉という世職が創設された。それは、ちょうど100年前の順治九年（1652）の恩恤に倣ったものであった（第2章）が、賜与される対象は大きく異なっていた。晋爵を伴わず独立した恩賞性と世襲罔替を兼ねた恩騎尉という世職について、乾隆期の八旗社会を考える上で不可欠な漢軍出旗とも絡めつつ考察する。

第7章「安南黎氏ニル編設始末考」では、乾隆五十五年（1790）に安南人（今のベトナム人）を母体として、北京で編設されたニルとその背景について論じる。明清両朝から安南国王に冊封されていた黎朝（1428～1789年）は、16世紀になると権臣や外戚に実権を奪われた。乾隆五十二年（1788）、黎城（ハノイ）に入城した阮恵に対し、即位間もない黎維祁は挙兵するが力及ばず敗走した。乾隆帝は宗主国と朝貢国との関係に照らして援軍を派遣するも、黎維祁が敗走し清朝領域内に亡命すると早くも見限り、孫士毅に代えて侍衛出身のフカンガを新たな両広総督として最前線で指揮にあたらせた。黎維祁は家人・属下とともに故地ハノイより約2,300キロ離れた北京に移され、鑲黄旗漢軍第二ジャラン第九ニルとして編成された。黎維祁が北上して八旗漢軍に編入された政治的背景や、350年間続

いた黎氏との中越関係を早々にやめ、勝利した阮恵を新たな安南国王に封じた清朝政権の意図の一端について考察する。

なお、本請求論文が検討対象とするのは、太祖ヌルハチが「七大恨」を天にうったえ、遼東辺牆を越えて漢人王朝の明朝に攻め入った 17 世紀前半から、漢軍出旗を含む八旗制の本格的な改革をおこなった乾隆帝の治世（1736～1799 年）までを主な時期範囲とする。

本学位請求論文では、清朝の支配層を形成した八旗漢軍及び漢軍旗人について、入関前から乾隆朝までの清朝政権内部における彼らの位置づけを検討し、同時に八旗制や八旗社会内部における変容との関連性について考察することで、その多元性や存在の重要性を追求してきた。本研究での検討結果をまとめると、以下のようになる。

第 1 章では、清朝勃興期における旧漢人の有力者と清皇室との通婚関係、及び政治的地位との関係を検証した研究である。旧漢人を代表する佟養性や李永芳がヌルハチの孫娘と結婚し額駙と称されたことは広く知られているが、実際に与えられたのは共にヌルハチ庶子の娘であった。これは、八旗満洲の権門などに比べると漢人の政治的地位がそれほど高いものでなかったことを意味する。とはいえ、彼ら旧漢人の通婚関係は交換婚や世代を越えた通婚関係によって姻戚関係にある庶子一族との結びつきを強め、姻族と共にそれぞれ同一旗王下に属する要素となった。そして、太宗ホンタイジ期になると漢人政策が見直され、同時に旧漢人は清皇室の嫡子の娘を娶うようになった。すなわち、政権内部においても政治的地位の上昇がもたらされ、重要な位置を占める出発点となったことを通婚関係から明らかにした。

第 2 章では、順治初年における漢軍旗人の特権付与の差異について、個人的な功績とは異なる諸集団の角度から検証した研究である。順治九年（1652）の恩恤を境とした区別は、「従龍入関者」（「遼人」または「遼東出身者」とも称する。旧漢人・新漢人をまとめていう）と入関後に入旗した投誠官（新漢官）との間で可能であるが、「根源冊」に記された晋爵の記録を分析したところ、実録に未載の順治七年（1650）に一度恩恤がおこなわれ、その際旧漢人だけが特権化の対象とされ新漢人が含まれなかったことを事例から明らかにした。このことは、旧漢人と新漢人という呼称が単に清朝への投降時期に依拠した分類名にとどまらず世職授爵上でも差異が存在したことを意味する。その背景として、順治初年の摂政王ドルゴンによる執政時期と、彼の死後に親政した世祖順治帝の政治変動に基づくものとの指摘をおこなった。

第 3 章では、入関後の順治朝～雍正朝（17 世紀中葉～18 世紀中葉）に編設された八旗漢軍ニルと漢軍旗人の原属旗色の復元をおこなうことで、明代に彼らが投降前に所属していた諸集団がどのように解体され入旗したのかを検証した研究である。清朝に投降した「三藩」属下や南明政権の部将など 2,000 名強の人物について、当時の名簿の塗抹・削除・塗改・加筆の痕跡を復元し、併せて『八旗通志初集』と対照させた。その結果、順治年間における投誠官出身の漢軍旗人については広く八旗全体に均分されたが、康熙年間における「三藩」や鄭氏政権の属下は偏って上三旗に属した者が多かった。このような分析は、当該時期以降の皇帝権力や八旗の全体像や旗王支配の構造解明にも繋がると考え

ている。

第4章では、雍正朝八旗改革において八旗漢軍所属の勳旧ニルを比定し、さらに「勳旧」名称の検証をおこなった研究である。雍正朝ニル三分法の経緯を漢軍ニルから考察することを通じて、雍正年間に勳旧ニルに分定された八旗漢軍の28ニルを特徴ごとに分類した。属下人に対する支配権の問題については、天聰九年(1634)の専管ニルとの問題が存在するが、この時期では八旗漢軍所属の専管ニルは存在しないことも導き出した。また、雍正朝八旗改革より遡る雍正三年(1725)三月の八旗漢軍ニル内の案件によって「従龍入関」と「勳旧」名称が同義語であったこと、案件の処理によって八旗三分法における勳旧ニルと世管ニルとの違いが確定されるようになったことを明らかにした。その際、当該時期の雍正帝の八旗支配の限界点に言及した。これは近年見直されている世宗雍正帝(在位1722~1735年)による君主独裁制をめぐる議論を側面から補完している。

第5章では、乾隆初年から同三十年(1765)までのニル分類法の推移を検証し、当該時期の八旗社会内部の変容について考察した研究である。乾隆三十年に作成された「六條例」の各項目を検証した結果、「六條例」とは佐領だけでなく世職を包含し、中国本土・関外を問わず八旗社会全体を適用範囲とした、八旗世襲官員の継承規定であることを明らかにした。朝廷側としては雍正年間以降に旗王権力の弱体化もあり、旗王の掣肘を受けることなく八旗制身分秩序を機能的に再生産させるものとしての役割を、世襲官(佐領・世職)をもつ旗人からは世襲権を齟齬なく自身の子孫に伝える役割を担ったのである。

第6章では、恩騎尉という世職とそのひろがりを通じて、乾隆期における八旗社会の構造の一端を検討した研究である。第2章でふれた順治九年の恩恤から100年後の乾隆十五年(1751)に創設された恩騎尉という世職は、当初は旗人の武功立職者の実の子孫に限定して賜与されが、乾隆三十二年(1767)には緑營の漢人、同四十年代末にはジャサク旗や屯土官弁等、清朝の世職をもつ領域内に居住する「民族」全体に適用されていった。恩騎尉の拡充がおこなわれた一方で漢軍出旗が実施されたことについては、従来の研究ではマイナスイメージをもつ乾隆朝以降の八旗社会とは異なるアプローチの可能性を提示した。すなわち、「尚武」の働きを期待された新旧の人々の部分的な「入れ替え」であったこと、序列化崩壊をさけるための爵位周縁部と八旗制を根本とする軍事国家清朝としての安定化を担わせようとした可能性を指摘した。

第7章では、ほとんど知られていない安南人の八旗漢軍編入について取り上げた研究である。この契機となった安南遠征については、乾隆帝「十全武功」の一部として扱われた従来の研究とは大きく視点を変え、中華皇帝とは別な顔として清朝皇帝がもつ内陸アジアのハンの部分に立脚して考察をおこなった。その際に注意しなければならないのは中国本土を統治する機構としての科挙官僚と帝国全土を統治する役割を担う旗人官僚の役割の違いであり、また皇帝の側近く仕える内陸アジアに起因する侍衛の存在である。すなわち、侍衛出身の満洲旗人フカンガを科挙官僚であった孫士毅に代えて両広総督に任命し最前線に立たせたのは、安南遠征で崩れた両国間の形式的な関係修復が中心なのではなく、乾隆帝の意志を確実に実行に移すためのものであった。これは、アジアに大帝国を築いた元の

世祖フビライ（在位 1260～1294 年）がなし得なかった安南国王の入朝を現実化させること、そしてそれによって乾隆帝八十歳の記念式典に華を添えるという目的もまた存在したことを明らかにした。その一方で、安南黎氏の亡命者一行が南寧より桂林、桂林より京師に移され鑲黄旗漢軍第二ジャラン第九ニルとして編成されたこと、彼ら安南人が薙髪し清朝の臣民となりながらも十数年後に全てが帰国した経緯・背景についても考察した。

第 1 章から第 7 章までの考察により、八旗漢軍または漢軍旗人の多元性や多様性が様々なアプローチから明らかになった。また、八旗制の中核は言うまでもなく八旗満洲であったが、第 4 章で見たように八旗漢軍ニルの案件から八旗制全体のニル名称確定に結びついた検証も存在し、さらに第 6 章で触れたように恩騎尉の賜与が八旗の界限を越える事例として、八旗漢軍や綠營の漢人が本来対象とされたことから、八旗漢軍及び漢軍旗人そのものに立脚した研究は意義があると考えている。

以上をもとに、中央ユーラシア史における八旗漢軍の研究はどのように位置づけられるか考えて見たい。旗人官僚が中国本土にとどまらず、帝国全土の統治を担う存在であったことは序章で述べた通りであるが、実際に漢軍旗人が旗缺（旗人のポスト）に含まれたのは康熙十二年（1673）（）までであり、以降は漢缺（漢人科挙官僚と同じポスト）へと配置転換された。世職の授爵においても、こちらは八旗漢軍だけではないが、武功に依拠しない投誠入旗者に対しては有限の世職を与えることで、改めて武功立職をうながすとともに、そうでない旗人をいずれ退場させられる運命に置いたのである。清朝の「国語」たる満洲語を操ることができずかつ武功と無縁な旗人には漢軍旗人が多く、とりわけ漢軍旗人の場合は被支配者である漢人と同じ「民族」であるがゆえに「排除の論理」で語られた。

しかしながら、その一方で旧「三藩」王公及び属下に代表される新たな漢人の入旗は、元軍属者を養贍する目的（八旗生計問題）の前に、王公であった彼らの先祖を頌徳し、その子孫にも再び同様の働きを期待したものと捉えることもできる。そのためには、できるだけ私属権を残したまま上三旗に入旗させることで、彼ら一族を権門として扱い、その影響力を頼りにしようとしていたのであろう。それが第 4 章と第 5 章で考察した勲旧ニルにほかならない。康熙年間の漢人旧王公とその属下の入旗は、当該時期以降の皇帝（ハン）権力を支える期待をされた存在であった。

さらにもうひとつの問題にも触れておきたい。清朝の国家体制をめぐっては、八旗はむしろ中央集権的体制の下に集中管理される性格のものであったという谷井陽子氏の連旗制批判がある。谷井氏が清初の研究において官位と呼ぶ世職は、ハン（皇帝）が直接対象者に与え、功績や罪過によって増減・剥奪されるものであり、国家に貢献する人々が厳格かつ公正に評価されるとともに、運営主体であるハンの権威を支えることになったと述べている。

本学位請求論文では体系化された後の世職を扱ってきたため、詳しくは太祖ヌルハチ時期に遡って検証する必要があるが、ここでは谷井氏に対するふたつの疑問点を指摘しておきたい。ひとつは第 3 章で検証したように世職が八旗以外（八旗に組み込まれていない）の旧「三藩」王公及び属下にも与えられていることである。しかも呉三桂を例にとれば、順治九年より康熙二年の時点で有世職者が急増しているのである。よく知られているように、呉三桂は山海関で投降してから雲南・貴州平定後

まで、いわば独立した軍団を保持し後には「王国」を形成した。ただし実際には終始、政権の統治外に置かれていた。これらから考えてみても、世職授与の意義が大清帝国内部での序列化を示したものであるけれども、中央集権の一装置であったと結論づけるには議論が足りない。

それを踏まえて、もうひとつの問題点も続けて指摘しよう。谷井氏も述べられた「世職の実質的な意味としての経済的な恩典の基準をなしている」部分、私はここにさらに目を向ける必要があるのではなかろうかと考えている。満洲人が狩猟民族であり、巻狩における分配を元にして創設された制度であること、また戦における戦利品などの再分配のシステムの構築は、満洲人の指導者のみならず、モンゴル帝国大ハーン位を継承した清朝皇帝の義務でもあり宿命でもあった。清朝皇帝は支配下に満洲人や漢人だけでなくモンゴル人など北アジア・中央アジアの諸民族を広く迎え入れている。この再分配が大ハーン（清朝皇帝）の気まぐれでなく、誰もが納得できる形で秩序立てて示されねばならなかった。それが広大な帝国を統治するためにも必要であった。世職の授爵・増減・剥奪が武功に起因するものである以上、強いリーダーとしてのハンに一元化されるのは当然のことであつたろう。ここで結論づけるには早計に過ぎるが、私自身は再分配をおこなうための基準であり、連旗制と共に清朝ひいては大清帝国の統治を構成する重要なシステムのひとつであつたと考えている。

以上、現在の清朝史研究における八旗漢軍及び漢軍旗人の位置づけをおこなった。まだ残された問題は多く、本学位請求論文はいわば「清朝八旗漢軍の研究序説」と言うべきものかもしれない。しかしながら、これまでの研究成果を踏まえ、また新しいアプローチで成果をまとめることができた。今後、更なる研鑽を積むために精進していきたい。

以上